

高商連ニュース

高知県商工団体連合会 NO.1205(58-12)
〒780-8035 高知市河ノ瀬町33
TEL088-832-4838 FAX088-832-3126
Eメール ksyoren@citrus.ocn.ne.jp
ホームページ <http://ksyoren.web.fc2.com/>
このニュースはホームページでもご覧になれます

倉敷民商弾圧事件▷禰屋裁判 第9回公判 弁護団“検察は裁判ができる証拠を提出せよ”と迫る

第9回公判には高知県から4名が参加しました。署名143人分を持参し禰屋さんにお渡ししました。

＜以下、国民救援会岡山県本部ニュース(9/5)より＞

8月21日(金)2024年3月26日の第8回公判から、実に2年5カ月ぶりに公判が行われました。その原因は、裁判所から3年前に証拠開示命令が出されても検察が証拠を出されないためです。未だに禰屋さんを有罪とする証拠は出されていません。

36度を超す炎天下にも関わらず16都府県(栃木、東京、神奈川、愛知、滋賀、奈良、京都、大阪、兵庫、広島、香川、愛媛、高知、徳島、福岡、岡山)から150名の参加でした。岡山からは、73名の参加でした。

11時30分から、45分間裁判所前の交差点の東西南北を囲み、岡山地裁包囲宣伝行動を「禰屋町子さんは無罪」の横断幕を掲げ、禰屋町子さんをはじめ、青木恵子さん、大阪、兵庫、愛知などの皆さんから、ともに「無罪判決をとるまで闘う」決意を込めたスピーチがありました。

8人の弁護士が、法人税法違反、税理士法違反について検察の不当な起訴に対して意見を述べました。

冒頭、清水義朗弁護団長が意見書の趣旨説明を読み上げました。(要旨)

○倉敷民商事件は、民商を弾圧するため検察によって、証拠もないのに起訴された事件であること。

○禰屋さんは、公訴提起から12年半、高裁で差し戻されて8年半、公開の裁判を受けられないまま棚ざらしにされた。その責任は検察と裁判所にある。

○差し戻し後明らかになったことは、検察が自ら証拠を検討することを怠り、高裁で法令違反とされた査察官報告書により有罪立証できると誤った判断をもとに、禰屋さんを起訴したことである。

○法人税法違反(脱税)、税理士法違反(業として、他人の求めに応じて、税理士資格のないのに財務書類をつくった)の起訴は、公訴権の濫用である。

○脱税したとされるI建設には、隠し財産はなく、何か別の政治目的あったとしか考えられない事件である。

○公訴提起は、倉敷民商の弱体をねらった弾圧であり、裁判所は公訴を棄却すべきである。

禰屋町子さんが、意見陳述を行いました。(要旨)

○私は無罪です。私の仕事は、民商の会員さんがお互い助け合い、支え合うことができるよう援助することです。

○私は、会員さん自らが自主記帳・自主計算・自主申告されていることを手助けしています。会員さんの判断を超えて、何らかの変更をしたことはありません。これまで警察や税務署から税理士法違反の警告や注意を受けたことはありません。私は、脱税などという違法な企てに関わったことは一度もありません。



○2014年1月21日から428日間も身柄拘束をされ、9回目の保釈請求でようやく釈放されました。釈放から10日後、義理の母が亡くなりました。もっと傍にいてあげたかったです。家族や友人との時間、失われたものを挙げれば切りがありません。私の奪われた時間は、12年以上です。

○私は民商の活動と事務局員としての役割に誇りを持っています。私は間違ったことはしていません。私を無罪にしてください。

谷和子弁護士は「I建設の会計処理と禰屋さんの関与の概要について」意見を述べました。(要旨)

○禰屋さんは、I建設へ年数回しか訪れておらず、I建設の会計については、把握していないため、月々の振替伝票作成について、細かい指示を出すことは不可能である。I建設の決算期の会計処理に深く関わっていた事実はない。原審は、社長夫人に会計知識がなく、売り上げや利益について把握していない」と判断したが、何も把握していないのであれば、事業経営の長期継続は不可能である。

○I建設の帳簿類は杜撰で、貸借対照表の左右が合わない致命的な欠陥を抱えていた。各決算期に3日程度しか訪れず、数字の真実性までの点検する時間的余裕はなく、会社の経営状態を把握することは困難である。

岡邑祐樹弁護団事務局長は「税理士法違反とした不当性について」意見を述べました。(要旨)

○民商会員と禰屋さんの関係は、共通の課題に取り組む仲間同士の関係であり、「他人」ではない。

○禰屋さんと会員との関りは、私利を図ったものではなく、会員の営業と生活の保護を目的としたものにすぎず、個人的な利益とは何の関りもなく、「生業」とは全く無縁の行為であり、「業として」行ったものではない。

○自主記帳・自主計算・自主申告は、民商の基本理念である。会員の依頼に基づいて、申告書等の作成をサポートしたにすぎません。禰屋さんの行為は、「税理士でもないのに財務書類を作成した」には該当しない。

公判終了後、ゆうあいセンターで報告集会を行いました。 裁判終了後、弁護団から9月25日の進行協議について、報告・訴えがありました。

○裁判長に対して、検察官は証拠開示命令が出ても証拠を開示しない。こんなことが許されるのかと厳しく追及した。裁判所は、これを受けて検察官に、証拠の開示を促した。支援者の運動が裁判所動かすカギになる。検察官のいい加減な起訴に対して、無罪判決を求める運動を大きくしてほしい。

熊本地震 支援募金に ご協力を！

1次募金145,800円を8月28日に送金しました。
支援募金は各民商に届ける、又は下記口座に振込下さい。
四国銀行上町支店
普通 5101078
高商連災害対策本部